

# 公立大学法人尾道市立大学研究費補助金取扱規程

平成24年4月1日  
規程第70号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学（以下「本学」という。）の教職員に対して学術研究のために国等から交付される研究費補助金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費補助金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金
- (2) 研究拠点形成費等補助金
- (3) 厚生労働科学研究費補助金
- (4) 産業技術研究助成事業費助成金
- (5) 前各号に掲げるもののほか、国等から交付される学術研究のための補助金

2 この規程において「研究代表者等」とは、前項各号に掲げる研究費補助金により研究を実施する研究代表者及び研究分担者のうち他の研究機関の研究代表者から研究費補助金の配分を受けた者をいう。

(法令の遵守)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた研究費補助金に係る研究の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、これに基づく法令及び通知並びに交付決定の通知書に記載された事項（以下「補助条件等」という。）を遵守しなければならない。

(内定の申出)

第4条 研究代表者等は、直接公募先へ公募に関する書類を提出し交付内定又は交付基準額等の決定を受けたときは、学長にその旨を申し出るものとする。

(研究費補助金の経理事務の委任)

第5条 研究代表者等は、補助条件等に特別の定めのない限り、研究費補助金の交付内定（継続内約分を含む。）又は交付基準額決定を受けたときは、その経理及び管理を学長に委任するものとする。

(経理事務の準拠)

第6条 研究費補助金の経理に関する事務の取扱いは、補助条件等及び別に定める場合を除き、公立大学法人尾道市立大学会計規程（平成24年規程第106号）の定めるところとする。

(研究費補助金の保管)

第7条 研究費補助金は、補助条件等に特別の定めのない限り、研究費補助金ごとに適切に保管するものとする。

2 保管により生じた利子の取扱いについては、補助条件等に定められたとおりとする。

(間接経費の譲渡)

第8条 間接経費が交付された研究代表者等は、間接経費を本学に譲渡するものとする。

2 前項により間接経費を譲渡した研究代表者等が他の研究機関へ異動する場合の当該間接経費の取扱いは、補助条件等に定められたとおりとする。

3 研究代表者等により譲渡された間接経費は、人件費に充てるものとする。

(研究費補助金により取得した設備等の寄付)

第9条 研究代表者等は、直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備備品等」という。）を、補助条件等により寄付できることとされている場合は、購入後直ちに本学へ寄付するものとし、本学所属の資産等として管理するものとする。

2 研究代表者等は、設備備品等を直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合は、事前にその旨を学長に申し出て、寄付を延期することができるものとする。

3 設備備品等を本学に寄付した研究代表者等が他の研究機関へ異動し異動先の研究機関において当該設備備品等の使用を希望する場合は、補助条件等に認められたときに限り、設備備品等を当該研究代表者等に返還するものとする。

(研究支援者の雇用)

第10条 研究費補助金により研究を支援するために本学の学生その他の者を雇用する場合は、公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号）その他関連規程等の定めるところによる。

(補助条件等に基づく承認申請等)

第11条 研究代表者等は、補助条件等により、所管する大臣等への承認申請を行う場合又は届出を行う場合は、事前に学長にその旨を申し出て、手続を行うものとする。

2 前項による申出は、手続を行う事由が判明したとき、速やかに行うものとする。

(研究費補助金の翌年度における使用)

第12条 研究代表者等は、研究費補助金の使用について、交付決定時に予想し得なかったやむを得ない事由により当該年度の研究が完了しないこととなった場合において、翌年度にこれを使用することができることとされているときは、前条第1項に規定する手続を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、繰越を必要とする研究費補助金の額については、当該研究費補助金の交付決定を行った機関に返還するものとする。

(事故等の報告)

第13条 研究代表者等は、研究費補助金による研究中に事故等が発生したときは、直ちにその旨を学長及び所属する部局等の長に報告しなければならない。

(監査の実施)

第14条 研究費補助金の使用等に関して、必要に応じ適宜監査を実施する。

2 研究代表者等は、監査の実施に協力するものとする。

3 監査の実施に関し必要な事項については、学長が別に定める。

(事務)

第15条 研究費補助金に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程の定めるもののほか、研究費補助金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第180号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月24日から施行する。

付 則（平成27年7月24日規程第195号）